

県政スポット CM 制作業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和 6 年 11 月 12 日

奈良県知事公室長 川上 孝範

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

県政スポット CM 制作業務

(2) 委託業務の内容

4 の (2) により配布する業務仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 26 日まで

(4) 契約金額の上限

3,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 応募資格

本業務の企画提案に参加する場合は、次の要件を全て備えていること。

- (1) 奈良県競争入札参加資格者名簿に次の登録区分で登録されている者であること。
(中分類及び小分類) ……Q3 「映画制作」又は Q5 「広告・イベント業務」
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (7) 平成 31 年度から令和 5 年度の過去 5 年間において、テレビ CM 制作業務の契約を締結し、誠実に履行した者であること。

3 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 応募資格の無い者が提案したとき
- ② 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき
- ③ 企画提案募集に対して、2 件以上の提案をしたとき
- ④ 企画提案募集に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき

- ⑤提案に関連して談合等の不正行為があったとき
- ⑥提出書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑦その他不正な行為があったとき
- ⑧プレゼンテーションに欠席したとき

4 手続等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県総務部知事公室広報広聴課広報制作係
電話番号 0742-27-8326
FAX番号 0742-22-6904

(2) 実施要領及び業務仕様書の配布

令和6年11月12日（火）から同年12月6日（金）正午までの間に、
(1)の担当部局またはインターネットの奈良県広報広聴課ホームページか
ら入手するものとする。

(3) 質問の受付

(2)の実施要領に示すところによる。

(4) 企画提案参加の表明

(2)の実施要領に示すところによる。

(5) 企画提案書の提出

(2)の実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)の実施要領に示すところによる。

6 その他

(1)本業務の企画提案への参加に係る経費は、応募者の負担とする。

(2)提出された書類は返却しない。

(3)その他、詳細は4の(2)により配布する実施要領及び業務仕様書に示すとこ
ろによる。